

青森県報

第千九百号

平成十三年七月二十七日(金曜日)

目次

告示

○臨時の職業訓練の施行……………(労政・能力開発課)……………一

○漁船保険付保義務の同意を求めるための届出……………(水産振興課)……………二

○都市計画事業計画の変更認可……………(都市計画課)……………二

公告

○大規模小売店舗の新設に関する届出……………(経営振興課)……………二

○大規模小売店舗の変更の届出……………(同)……………三

出先機関

○土地改良区の役員の退任……………(三戸地方農林事務所)……………四

○土地改良事業の工事の完了……………(北地方農林事務所)……………四

○土地改良区の役員の就任及び退任……………(西地方農林事務所)……………五

○漁港の保全上支障のある行為を禁止する区域等の指定……………(西北地方漁港事務所)……………五

公安委員会

○型式の検定適合遊技機……………(生活安全企画課)……………六

収用委員会

○公示送達……………(監理課)……………七

告

示

青森県告示第四百五十五号

青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条例(昭和三十九年四月青森県条例第三十九号)第二条の二第一項の規定により、次のとおり臨時の職業訓練を施行するので、同条第三項の規定により告示する。

平成十三年七月二十七日

青森県知事 木村守男

臨時の職業訓練を実施する能力開発校の名称 青森県立弘前高等技術専門学校	職業訓練の種類 ・普通職業訓練 ・短期課程	対象者 雇用保険受給者等であつて、公共職業安定所長から職業訓練の受指しを受けたもの	訓練科 総合介護福祉科	訓練期間 四月	定数 一〇人
--	-----------------------------	--	----------------	------------	-----------

青森県告示第四百五十六号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成十三年七月二十七日

青森県知事 木 村 守 男

届 出 事 項	指定漁船調書の縦覧	期 間	場 所
加入区の名 石 持 下北郡東通村大字蒲野沢字石持七一 番地 手間本 政 信 下北郡東通村大字蒲野沢字千鳥道五 五番地三 杉 本 輝 喜 下北郡東通村大字蒲野沢字稲崎二番 地 齋 藤 栄 蔵		平成十三年七月二十七日から同年八月十日まで	石持漁業協同組合

青森県告示第四百五十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、六ヶ所都市計画下水道事業の事業計画の変更を平成十三年七月十七日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十三年七月二十七日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 施行者の名称
- 六ヶ所村

- 二 都市計画事業の種類

六ヶ所都市計画下水道事業(六ヶ所村公共下水道(中部処理区))

三 事業施行期間

平成九年十月二十二日から平成二十三年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

上北郡六ヶ所村大字尾駁字猿子沢、字野附、字三ツ森及び字家ノ前

公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

平成十三年七月二十七日

青森県知事 木 村 守 男

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

十和田ファッションモール

十和田市元町西一丁目三九の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社しまむら

埼玉県さいたま市宮原町二丁目一九の四

代表取締役社長 藤原秀次郎

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 株式会社しまむら

埼玉県さいたま市宮原町二丁目一九の四

代表取締役社長 藤原秀次郎

2 株式会社アペイル

埼玉県さいたま市宮原町二丁目一九の四

代表取締役 島村治伸

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成十四年三月十四日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二、〇三七平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

一、二〇台 (位置は、届出書添付図面のとおり)

2 駐輪場の位置及び収容台数

三六台 (位置は、届出書添付図面のとおり)

3 荷さばき施設の位置及び面積

八九平方メートル (位置は、届出書添付図面のとおり)

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

六八立方メートル (位置は、届出書添付図面のとおり)

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(一) 株式会社しまむら

開店時刻 午前十時

閉店時刻 午後九時

(二) 株式会社アベイル

開店時刻 午前十時

閉店時刻 午後八時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時五十分から午後九時十五分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口四か所 (位置は、届出書添付図面のとおり)

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前九時三十分から午後八時三十分まで

八 届出年月日

平成十三年七月十三日

九 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工観光労働部経営振興課及び十和田市役所

2 期間

平成十三年七月二十七日から同年十一月二十七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、十和田市役所にあつては、その執務時間内とする。

十 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十三年十一月二十七日

2 提出先

青森県商工観光労働部経営振興課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 附則第五条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十三年七月二十七日

青森県知事 木村守男

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

セントラルショッピングセンターむつ

むつ市中央二丁目四九の五外

- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
大湊興業株式会社
むつ市中央二丁目一三の一四
代表取締役 濱崎正明
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社亀屋みなみチェーン
青森市卸町二の一七
代表取締役社長 南 実 外五者
変更しようとする事項
- 四 変更しようとする事項

区 分		変 更 前	変 更 後	変更年月日
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	株式会社亀屋みなみチェーン 開店時刻 午前 閉店時刻 午後九時	株式会社亀屋みなみチェーン 二十四時間営業 その他の小売業者は、変更なし	平成 三・七・三
	来客が駐車場を利用するのとができる時間帯	午前九時三十分から午後十時三十分まで	二十四時間	〃

五 届出年月日

平成十三年七月十六日

六 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工観光労働部経営振興課及びむつ市役所

2 期間

平成十三年七月二十七日から同年十一月二十七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、むつ市役所にあつては、その執務時間内とする。

七 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

- 1 提出期限
平成十三年十一月二十七日
- 2 提出先
青森県商工観光労働部経営振興課
- 3 記載事項
 - (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
 - (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
 - (三) 意見及びその理由
- 4 言語
意見書は、日本語により記載すること。

出 先 機 関

土地改良区の役員 の 退 任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、西八戸平土地改良区から、次のとおり役員 の 退任 の 届出 が あつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十三年七月二十七日

三戸地方農林水産事務所長 由 良 武

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の年月日
理 事	村田 秀男	八戸市大字尻内町字林前九	平成三・六・一八

土地改良事業の工事が完了

六助地区の県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成十三年七月二十七日

北地方農林水産事務所長 山本 義弘

一 県営土地改良事業の名称
ため池等整備事業

二 工事完了年月日
平成十三年六月二十九日

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、屏風山土地改良区から、次のとおり役員が就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十三年七月二十七日

西地方農林水産事務所長 熊谷 宏

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 及 び 退 任 の 年 月 日
理 事	成田佐太郎	西津軽郡車力村大字富泡字敷分一五	平成一三・六・三就任
"	二川原 貢	" 大字牛潟字潟上七六	"
"	野呂 則雄	木造町大字館岡字上稲元六	"
"	安田 光彦	大字平滝字宝滝七六	"
"	野呂 英磨	七六の四四	"
"	野宮 秀徳	車力村大字豊富字千貫三一	"
"	小山内克也	大字牛潟字塚野沢一	"
"	羽場 文明	大字豊富字千貫一二	"
"	小寺 孝	大字富泡字去来見三	"
"	工藤 勝敏	大字牛潟字村上六七	"
"	小山内一三	大字富泡字敷分六九	"
"	秋田谷幸央	大字車力字若林二八	"

監 事	三橋 幸一	七の二	木造町大字筒木坂字松本九	"
"	工藤 公	二三の二	車力村大字下牛潟字露舞岬	"
"	石川 忠光	五二の七二	木造町大字筒木坂字松本一	"
"	村上 良一	の二	車力村大字車力字若林一四	"
理 事	成田佐太郎	"	大字富泡字敷分一五	一三・六・三退任
"	西巻 義美	"	大字豊富字千貫八八	"
"	吉村 一	"	大字車力字若林六五	"
"	村上 良一	の二	" 一四	"
"	野呂 英磨	七六の四四	大字館岡字上稲元一	"
"	野呂 則雄	九の一	" 六	"
"	小寺 正榮	の二二四	大字富泡字屏風山一	"
"	安田 光彦	の二	木造町大字平滝字宝滝七六	"
"	小林 勝弘	の二	車力村大字富泡字里見八四	"
"	野宮 秀徳	"	大字豊富字千貫三一	"
"	小山内克也	〇三	大字牛潟字塚野沢一	"
"	成田 浩一	五二の二三	木造町大字筒木坂字松本一	"
"	二川原 貢	"	車力村大字牛潟字潟上七六	"
監 事	佐藤 孔盛	四三の一	大字下牛潟字露舞岬	"
"	成田 喜明	〇	木造町大字筒木坂字松本四	"

西北地方漁港事務所告示第一号

漁港法（昭和二十五年法律第三十七号）第三十九条第五項及び同項第二号の規定により、同号に掲げる行為を禁止する区域（以下「禁止区域」という。）及び当該行

為を禁止する物件(以下「禁止物件」という。)を次のとおり指定するので、同条第六項の規定により公示する。

平成十三年七月二十七日

西北地方漁港事務所長 世 永 明

- 一 漁港の名称
小泊(小泊)漁港
- 二 禁止区域及び禁止物件

禁 止 区 域	小泊港東防波堤灯台(北緯四一度〇七分〇九秒、東経一四〇度一七分〇八秒)から五〇度〇〇分〇〇秒三四メートルの地点を中心とする半径三〇〇メートルの円内の区域
禁 止 物 件	船 舶

三 指定の適用期間

平成十三年八月十三日(同日に開催される予定の花火大会が同月十五日から同月十九日までの間において順延される場合にあつては、当該花火大会が開催される日)

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第四十号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第二十条第四項の規定に基づく検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第六条の規定による技術上の規格に適合すると認められたので、同規則第九条第一項の規定により告示する。

平成十三年七月二十七日

青森県公安委員会委員長 橋 本 昭 一

遊技機の種類	型 式 名	製造業者又は輸入業者名
ぱちんこ遊技機	CR燃えよ龍神拳V	株式会社ミズホ
同 右	CR燃えよ龍神拳R	同 右
同 右	CR燃えよ龍神拳F	同 右
同 右	CRキューティーハー	同 右
同 右	ツインウェーブZ1	株式会社銀座
同 右	CRひとみの料理教室2	タイヨーエレクトリック株式会社
同 右	CRゴーストバスターズF1	株式会社藤商事
同 右	CRUFOキッズR	サミー株式会社
同 右	CRファイヤーボール2	株式会社ニューギン
同 右	ライジングドラゴン2	高砂電器産業株式会社
同 右	オツカイテンゴク30	同 右
同 右	トリプルチャンスST	株式会社ネット
同 右	メガクライシス	同 右
同 右	トーフ2A	同 右
同 右	トーフオヤコ	同 右
同 右	義太遊A	株式会社マツヤ商会

収 用 委 員 会

公 示 送 達

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第六十六条第三項の規定により、次の書類を送達するにあたり、同法施行令第四条第二項の規定によることのできないで、同法施行令第五条第二項の規定により公示送達する。

平成十三年七月二十七日

青森県収用委員会会長 平 田 由 世

一 送達すべき書類の名称

平成十三年七月十三日付け権利取得裁決書

二 送達を受けるべき者

別紙のとおり

三 送達すべき書類の保管場所

青森県収用委員会事務局（青森県県土整備部監理課内）

別紙

公示送達名宛人

土 地 の 所 在	氏 名	住 所
青森県上北郡六ヶ所村 大字尾駸字猿子沢281番9	五味英彦	住所不明 ただし、土地登記簿記載 住所 東京都中央区日本橋箱崎町44番 5-B705号
青森県上北郡六ヶ所村 大字尾駸字猿子沢301番2		
青森県上北郡六ヶ所村 大字尾駸字猿子沢303番2		
青森県上北郡六ヶ所村 大字尾駸字猿子沢309番2		
青森県上北郡六ヶ所村 大字尾駸字猿子沢313番2		